

## 第3章 その他の安全施策の推進

### 1 地震時の安全対策

地震時における建物等の安全対策として、家具類の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止対策、落下物防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を推進します。

安全対策	内容
(1) 家具類の転倒防止	家具類の転倒及び落下による被害を低減するため、家具の転倒防止に関するパンフレットの配布、消防署等との連携によるキャンペーンの実施等により、市民に対し家具を固定し転倒を防止することの重要性を周知するとともに、相談窓口やイベント等を通して普及を図ります。
(2) 防災ベッド、防災シェルターの普及	就寝中の地震発生時の家具の転倒、天井の破損・落下から、命を守るために安全な空間を確保する「防災ベッド」や地震発生時等に緊急の避難場所となり、安全な空間を確保する「防災シェルター（テーブル型、ベッド型、押入れ設置型等）」を設置する重要性の周知をパンフレットの配布等により推進していきます。併せて、補助制度の整備に取り組み、新たな支援を行い、普及拡大を図ります。
(3) ブロック塀の倒壊防止	地震時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えたり道路を塞ぐことがあります。このため、市では「市原市生垣設置奨励補助金制度」により改善に取り組んでいます。今後は、コンクリートブロック塀等の倒壊による危険性や対策の必要性について、パンフレットの作成・配布による啓発を行い、同時に防災査察、建築確認申請時等に危険なブロック塀の撤去、改善指導を行います。
(4) 窓ガラスの落下防止	福岡県西方沖地震では、市街地にあるビルのガラスが割れ、道路に大量に落下した事態が発生し人身事故の危険性が改めて問題となりました。市では、今後、窓ガラス落下防止未改修ビル等の建物所有者等への定期的な改善指導を実施していきます。
(5) 外壁タイル等の落下防止	外壁タイル等の落下による被害を防止するため、落下により危害を与えるおそれのある外壁を有する建物所有者に対して実態調査と改善指導を継続して行い、落下防止対策が済んでいない建築物については、継続して改善指導を行っていきます。
(6) 屋外広告物の落下防止	屋外広告物の落下防止に向け、屋外広告物の表示者等に対し、屋外広告物の落下による事故が発生しないよう定期報告や防災査察、建築確認申請時等の機会を通じて指導を行っていきます。
(7) エレベーター及びエスカレーターの安全対策	エレベーターのかごの中に利用者が長時間にわたり閉じ込められた被害や、エスカレーターの脱落被害を防止するため、各設備に関する報告等の機会を捉えて、所有者等に対策を講ずるよう指導します。
(8) 天井等の脱落対策	平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の天井の崩落被害を受け、新たに特定の天井の構造が規定されました。定期報告等の機会を捉えて、特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分について、対策を講ずるよう指導します。